

◆市民協働は「幸せづくり」

市民協働とは、市民一人ひとりが力と心を合わせ、この地でつながりあって幸せを求めていこうという考え方です。

協働を通して多くの幸せを得るとともに、かけがえのない人とのつながり（縁）を築きましょう。



◆協働に必要な7つのルール

1 対	等	上下・依存関係を持たない、対等な立場で取り組みます。						
2 自	立	それぞれが自立した存在であり、相手を尊重して認めます。						
3 自	主	性	尊重	協働相手の活動を認めるとともに尊敬・尊重します。				
4 相	互	補	完	それぞれが長所を生かし、足りない部分を補うようにします。				
5 役	割	分	担	持てる力を最大限に発揮できるように役割を分担し、「適材適所」で取り組みます。				
6 透	明	性	の	確保	・	目的	共有	透明性を確保するとともに、全員が同じ目的を共有します。
7 振	り	返	り	進行途中でも振り返りを行い、最後に事業の評価をします。				

◆「協働」で築く私たちのまちづくり

市民に求められる役割 ～市民が変わる～

- 「私たちがこのまちをつくる」という意識をもちましょう
- 一人一役、できることから始めてみましょう
- 地域や人との「関わり・つながり」を大切にしましょう
- 協働を通して学び、自分たちの活動に生かしましょう

行政に求められる役割

～行政も変わる～

- 市民と同じ視点、同じ立場での取り組みを進めます
- 協働を行いやすい環境づくりに努めます
- 横断的な行政への転換と職員の意識向上を図ります

市民と行政に求められる役割 ～ともに歩む～

- 私たちの持っている「力」と「心」を合わせましょう
- アンテナ高く～日頃から情報の収集・提供・交換をしましょう
- 坂東市における「協働の土壌」を育てていきましょう
- 協働を通じて幸せをつかみましょう



坂東市市民協働指針概要版

発行：坂東市役所 企画部 市民協働課
 発行月：平成23年8月
 住所：〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地
 電話：0297-35-2121 / 0280-88-0111 (内線1252)
 F A X：0297-35-8201
 E-mail：shiminkyodo@city.bando.ibaraki.jp

※見開きイラストは岩井中学校美術部のみなさん、表紙イラストは飯田颯生さん(猿島中学校)による作品です。

みんなで作る坂東市

～協働への第一歩～

坂東市市民協働指針概要版



一つひとつの音から



みんなで作るハーモニー



坂東市・坂東市協働のまちづくり市民会議・坂東市市民協働ワーキングチーム会議

この「坂東市市民協働指針概要版」は市民協働で作られています